

平成30年11月19日

報道各社 様

連絡先 伊達市 財務部税務課 担当：課長 岡崎和也 電話 024-575-1138

事案名	市県民税 課税処理漏れについて
発生日時	平成30年11月15日（木）
発生場所	伊達市財務部 税務課
担当部署（連絡先）	福島県伊達市 財務部税務課市民税係（024-575-1138）
事案の内容	<p>個人住民税課税資料の入力作業において、前年度（H29）の課税情報が無い方を確認したため、申告状況と照合した結果、2名の方について住民税の課税が漏れていることが判明しました。</p> <p>対象の2名の方については、平成29年3月下旬に福島税務署に確定申告を提出されており、市は同年4月初旬に税務署から確定申告データを受け取っていました。市では、当該データを基に住民税を課税するため、申告情報を管理するシステムと課税計算用のシステムそれぞれに入力しますが、その際対象2名分について、課税計算システムへの入力が漏れ、住民税が課税されなかったものです。</p> <p>課税漏れの額 平成29年度市県民税額 2名分 167,100円</p>
初動対応	<p>他に同様の入力漏れがないか、現年・過年度を含めた全データの再点検を行い、他に課税漏れはないことを確認しました。</p> <p>該当する2名の方には、訪問し謝罪と課税漏れ分の納付のお願いするとともに、納付の方法についてご相談させていただくよう連絡しています。</p>
今後の対応	<p>平成30年度課税分から、申告情報と課税情報との突き合わせ工程を作業に組み込み、課税漏れの防止を図っていますが、今後、更に正確性を高められるようチェックリストを活用しながら、処理漏れが生じないように努め、市民の皆さんの信頼の回復に臨んでまいります。</p>